

【令和7年度第1回津島市人権施策推進審議会 概要】

令和7年6月26日（木）午後2時から午後3時20分

津島市役所4階大会議室

出席者

委員

水谷瀧男委員、黒田剛司委員、鈴木悦子委員、千賀浩司委員、加藤栄一委員、
宇藤久子委員、村松まさ子委員、竹本都美子委員、服部吉貴委員、三輪宮子委員、
木村智衆委員

事務局

松岡人権推進課長、八木統括主任、山口主査

欠席者

小澤功子委員、渋谷圭一委員

1 新任委員の紹介

2 会長あいさつ

3 議題

（1）津島市人権施策推進プラン 2030 令和6年度事業実績報告書及び令和7年度実施計画書（案）について

○質疑応答

黒田会長：スマートフォン教室の実施について、スマートフォンの取り扱いやプライバシーを侵害するような情報発信をしてはいけない等、人権的な内容も含まれているか。

→事務局：人権的な内容は含まれていない。各部署へ人権的な内容を取入れて実施を検討いただきたい旨は庁内の各会議でアナウンスをしている。

黒田会長：インターネット上の差別的発言についての削除要請について、昨年度は12件の削除要請を行ったとのことだが、今後もぜひ進めて欲しい。削除されるかどうかはまた別問題か。

→事務局：削除要請については、法務局津島支局に削除要請の依頼文をお送りし、そこから本局に送っていただいて対処していただいております。市でも事業者へ削除要請できるものは対処している。削除されるかどうかは事業者次第になる。

12件という数字について、これまでは当該年度にあった差別的発言等のみに対して削除要請を行っていたが、昨年度はこれまで漏れていたものも含めて削除要請を行ったため、例年より多くなっている。

→黒田会長：部落差別に限らず、インターネット上の偏見や、誤解を生むような投稿、本人に許諾のない顔写真の掲載等も含めて削除要請件数としてカウントしてほしい。

→事務局：津島市のモニタリングでは、部落差別に限らず、津島市の地域で調べて、差別的な投稿等があれば課内で協議して削除要請をしている。

→A 委員：当社でも誹謗中傷は名誉棄損にあたるということで、発信者への開示請求に関するお問い合わせが実際にある。民事上での損害賠償請求したいという事案が、

インターネットをこれだけ使う方が増えている中では増えつつある。

やはり、何か起こったら削除をする、その書き込みをする方、使う方へのリテラシー教育が非常に重要であると思う。

→B 委員：モニタリングしていくことが大事。

常に市役所側でも見ていただき、おかしいと思ったものについては対処してほしい。

（２）令和７年度人権教育推進事業計画について

○質疑応答

B 委員：部落差別問題に関する職員研修について、一般職員と新任課長級職員が対象とのことだが、例えば新しくなられた副市長が参加できる状況は作れないか。

→事務局：開催日程については市長、副市長含めてご案内しているが、公務等の都合によって出席されるかどうかは把握していない。

→B 委員：副市長も人権に関する勉強をしてもらった方が良いのではないかと。まず、部落差別についてよく知っていただいた方が良いと思う。

市政の中で市長に次いで２番目の立場なので、そういう部分の必要性が大いにあると思う。私からも要望していこうと思う。

副市長が研修に参加することに対しては、皆納得すると思う。

→C 委員：私からもお伝えしようと考えていた。お伝えしておく。

→D 委員：人権擁護委員の方々も教育を受けるべきだと思う。

→黒田会長：昨年度も市から研修会等に出席できると教えていただき、出席した。

私は人権問題、特に部落差別について、お忙しい方には伊藤卓夫先生の本を紹介している。読むとよく分かったとおっしゃる方が多い。

色々な機会に、例えば新しく副市長になられた方が津島市外から来られた場合は、そういったものを読んでいただくのも良いかと思う。

本であれば色々な時に読む時間を作れるので、そういった啓発の仕方もあるのではと考えている。

→B 委員：今言われるように、一番大事なことは人権が尊重されるような人ではないと、市政をやってもらうのは難しいのではないかと。思う。

→C 委員：水谷先生が以前、名古屋の歯科医師会館で講演されましたが、その時の内容が非常に分かりやすかったので、細かいところも知ることのできたので、そういった内容を副市長に聞いて頂くのも良いのではないかと。

→水谷副会長：昔、当時の市長から議員にも指導してくれないかと言われたことがある。

何らかのポストについておられる方は、特に津島市については、きちんと知っておかなければならないし、広めていかなければならないと思っている。

県の方で１６年間講演しているが、私自身は南小学校でお世話になった時のことなど、色々と話をする中で、自分がこうやって鍛えられてきた、という話をしている。

→C 委員：１年前の内容よりも、今年の１月の内容の方がより詳細で分かりやすかった。

他から来られた方は、聞くだけではやはり分からないところもある。歯科医師会館だけでなく、津島市でもやっていただければと思う。

→D 委員：もっと一般市民の方に聞いていただく機会があった方が良いと思う。

- C 委員：難しく表現されると、一般の方に来ていただいても、理解できないといけ
ないので、そういった部分でも今年の歯科医師会館の水谷先生の講演は良かった。
映像なども含めて実施いただくと、より具体的に分かりやすくなると思う。
事業計画について、北と神島田はもう終わっているのか。
- 事務局：毎年、小中学校に関しては、4校ずつローテーションで回している。
順番に、3年で1ローテーションで行っている。
北小学校と神島田小学校は、令和5年度に実施している。
- E 委員：高校での教育について、北翔高校や東高校、去年で言うと北高校と東高校は、
全生徒を対象にしてやっているが、昨年度も今年度も津島高校は教職員のみ対
象となっている。
先ほど話が合った通り、こどもの頃からの人権教育が非常に大切だという意識
があるのだから、ぜひ生徒に対しても教育することを働きかけてほしい。
- 事務局：津島高校については、独自で講師をお願いして、生徒向けに実施していると聞
いている。実施されていないということはないと思うが、また津島高校の方と
お話する機会に確認させていただく。
- 黒田会長：事務局でも、生徒に対してどのような教育をしているか確認してほしい。
- 黒田会長：先ほどのインターネットに関する人権について、暁中学校と神守中学校は、直
接法務局の方に申し込まれて、オンラインで講義をした後、人権擁護委員がお
話しさせていただくという形になっているが、結構増えてきたように思う。
色々なところがスマートフォンの関係で、安全安心な利用を働き掛けているの
で、そういったことも良いのではと思う。
今年はインターネット、こども、障がいのある人の人権、L G B Tとなってい
るが、いつもの高齢者、女性の人権に関する活動としては、今年度、あるいは
来年度で他にどのようなことをやっているか。
- 事務局：講座に関しては、学校については先方の要望によって変わるが、特に職員研修
については、今年はこのラインナップになっているが、人権課題に関してはロ
ーテーションしながら、今年度扱えなかった課題をなるべく取り入れながら、
何年かを通して人権課題全体をこの講座の中で取り扱っていきたい。
また、人権擁護委員が中心となって考えていただいているが、来年の1月末予
定で、高齢者の人権を題材にした人権講演会の実施を予定している。
7月の月上旬に講師を決める会議も実施する予定。
委員の方々についても、時間があれば足を運んでいただけるとありがたい。
- C 委員：教員研修でA S T Aの名前があるが、これも一般市民の方には知られていない
と思う。私は県の講座でお聞きした。
こういうものも、市民文化会館で、市民の方にお話しする機会を作ってもらえ
ればと思う。A S T Aってどのような所だろうと思われる方もいると思う。お
話を聞くと、分かりやすく説明してもらったのでよかった。
別件だが、最近盗撮の問題が多く、非常に気になっている。
教員の盗撮が増えていて、どうなっているのかと思っている。
- 黒田会長：ここ2～3日のマスコミの報道でも、すごく保護者の方が心配されている。
- C 委員：こどもを預かっている大事な立場なのに、教員の方がやったということで、余
計に考えさせられる。

- B 委員：非常に問題になっている。ある程度高学年なこどもだけではなく、低学年のこどもでそういった被害を受けるということは、非常に大きな問題である。
教育委員会が対策等や、保護者が安心・安全できる方針を出してもらうなどして、こどもたちの人権を守ってもらわなければならない。
先生のことはよく分からないが、そういう状況に心配してしまうといった状態を作らないようにするために、ある程度の施策や方向性を教育委員会とも話ながらやっていってほしい。
学校の先生は、私が小さいころであれば信頼関係があった。
この信頼関係が無いような状況が作られているのは、社会が悪いのかもしれないが、こどもを安心して預けられるような取組みが必要。
- C 委員：スマートフォンのような便利なものができてしまったから、何でもやれてしまい、そういうことが起きてくるのかもしれない。何か対策が必要。
- B 委員：被害が起きてからでは遅い。
- C 委員：こどもはこれから成長していくわけだから、こういったことが起きると傷ついてしまう。
- D 委員：今年の12月9日で、部落差別解消推進法ができて10年経つ。国や自治体の務めとして、相談体制の充実、教育・啓発、実態調査があるが、10年でどう変わったのか。相談や対応は、今まで人権擁護委員制度で立てるとしていたが、事実上不十分と認めている。委員の方から、この問題についてよく分からない、難しい、怖い、関心が無いということをよく聞く。
事件件数が少ないのは、法務局を当てにしないで、相談に行かないから。これも人材教育の不足。
残念ながら、部落差別解消推進法の施行を認知している市民の方は少ない。行政が広く啓発しなければ、もっと提案しなければならないと思っている。
今では、インターネットやSNSを活用した差別の悪化・深刻化、拡散するデマや偏見、部落出身者を暴き、晒す差別扇動が続いている。これは、無知、無理解、無関心な人が影響を受けている。
令和4年、愛知県人権尊重の社会づくり条例で、第4条、部落差別解消に向けて必要な教育及び啓発その他の施策を講ずるものとするところがあるが、2002年の特別措置法の期限切れ等の影響で、同和問題・同和教育の軽視、差別解消推進法で15年ぶりに改めて必要な教育・啓発を行うことが求められているが、財政的な措置、体制整備を明確にしなければ、この計画も絵にかいた餅になってしまう。
学校教育、社会教育、職場教育などで、部落差別撤廃教育は重要課題であり、具体的な教育を推進するためには、教材やカリキュラムが無いとできない。
2000年の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第9条にも、財政上の措置があるが、市民講座、教室、講演等の予算はどうなっているのか。
先日、南文化センターで、水谷先生と話をしたが、委員の方々に、部落差別解消推進法を知っている方は本当に少数で、職員の方々はいまだに土農工商…と30年以上前の知識しか持っていなかった。
土農工商は明治政府が徳川幕府を批判するために使用したもので、本来は老若男女と同じ国民全体という言葉。

また、今年度は部落の先進地で素晴らしいまちづくりをしている大阪の箕面市の北芝見学を予定していたが、NPO法人が運営していて研修するのに、5万円ほど必要で、予算が無いということで取りやめとなった。

人権講演会でお願いする先生の謝礼も、聴いたところでは1万円くらいしかないということで、これでは関東や関西からお見えになる先生方の交通費も出ない。

人権推進課ではどのようにお考えか。

→事務局：予算的なところは、財政的なところも含めて最大限努力している。

相談体制の充実、教育の充実も含め、この審議会も含め、津島市の中で条例を定めて進めているところである。

多分に足りないところがあると感じるところもおありかと思うが、一生懸命取り組んでまいりたい。

もちろん、施策については人権施策、その中でも部落差別については、津島市の施策の中でも非常に大事なところであるという認識はあるので、頑張っていきたいとしか申し上げられないが、お願いしたい。

→黒田会長：D委員から、部落差別解消推進法から10年経って、津島市のみならず日本中が同和問題について、だんだんトーンダウンしてきたと感じている。

他の人権の課題が増えてきたということももちろんあるが、そういったことに対して、10年を節目として、もう一度、きちんとした教育をしたらどうかというようなことも含めてのご提案だと考えている。

そういったことについては、きちんと考えていかなければならないと私自身も考えている。

ただ、他の人権課題、例えばこどもの人権やインターネット等、そういった課題のウェイトが非常に高くなってきている。

人権のアンケートを取っても、高齢者、女性、こども、インターネットが上位5項目に入ってきて、その次に部落差別が入ってくる。

そういったことも含め、バランスよくやっていくのが良いのではと個人的には考えている。

おっしゃるように、もう一度部落差別について、市民の方に啓発することを考えても良い時期かもしれない。

→D委員：それも分かるが、それを口に出すということはカミングアウトすることになる。それができないため、少なく見えている。

もちろん、結婚差別が20%くらいと言われているが、実際にそのことが起きるとそれ以上に増える。

たとえこれが5%になっても、差別をされる側にとっては、差別があること自体がすべて。

→黒田会長：D委員がおっしゃることはよく分かる。

少し、総合的に捉えて、反映できるところがあれば反映するという形で、例えば人権擁護委員、民生委員など、それぞれで部落差別について取り上げて話し合っていくということも手としてあるかと思う。

→D委員：インターネットで色々な中傷があっても、教育を受けていれば、そんなことはない、祖父母に聞いてもそれは違うと言えるような人に育つためには、やは

り教育が必要。

教育をするのに予算がちょっと、と思う。

→黒田会長：私はやはり、津島市はB委員らのご努力もあると思いますが、部落差別については他の市町村と比べたら随分事業として進めてきていると思う。

実際問題として、差別が無いということは言えないが、随分減ってきたと感じている。

それは、他の人権課題についても、そういった取組をしていくことが非常に効果的だということは分かっているの、決して津島市がそういったことに取り組んでいないというわけではない。

→D 委員：部落のない学校区はあるが、部落出身の人がいない学校や地域は少ない。

この間、姫路市のアンケートで、部落の人に会ったことがない、見たことが無い、全然知らないという答えを出した方が、実は部落出身だった。

それを知って、非常にショックを受けたということがあった。

部落が自分の地区にはないから関係ないということは全くないと思う。

→黒田会長：しかし、実際問題として、他の市町村へ行って、人権擁護委員と話し合った時にも、やはり津島市と他の市町村の考え方には違いがある。

なかなか取組が難しく、地道な活動しかないと思う。

→B 委員：やはり今の話の中で一番大事なことは、教育。

まず、私どもが言っていることは、部落差別はいけない。部落差別というのは、人権が無視されているということ。そこから言えるのは、あらゆる部分に対して人権を持たなければならないということ。

まず第一に、大正時代に方針を出した部分。人として人権をきちんと守っていく。この運動については、運動を過去から現在まで続けている側からすると、あらゆる部分のところで理解してほしい、勉強してほしいと思う。

これは考え方としてだが、部落差別が無くなれば、あらゆる差別が無くなる。一丁目一番地は部落差別であり、これを無しにしようとするならば、やはり教育だと思う。

今言われるように、小学校や中学校からの学校教育で、差別はいけない、どうして差別がいけないのかというような教育をきちんとやれば。これからもあらゆる部分のところで差別はいけないという立ち位置で、それを学習していただくということが一番大事だと思う。

→D 委員：そのためには教材が必要になるので、その予算をつけて欲しいと思っている。

→事務局：昨年度実施した実態調査を見ても、わからないという意見が非常に色々なところで多かった。

わからないということは、正しい知識が無いとわからない。

ここの部分を解消することが非常に大事であると思っている。

予算が足りないという部分については、県の方にも人権教育センターがあるため、そういったところの資材を活用する中で色々なことを進めていきたいと考えている。

→黒田会長：今言われたように、あらゆる差別という捉え方を、小中学校できちんと理解していただくと。

→B 委員：津島が部落差別に対して積極的に取り組んで、無くしましょうというような取り組みをしていることはその通りだと思う。例えばあま市も一生懸命やっていると思うが、他市町と比べるとこの部分については、津島市としては他の市町よりも積極的にやっている。だから、ここに書かれているように人権が尊重されるまちづくり条例を作っている。

他の地域で今一生懸命やってほしいとお願いしているが、それを一番初めに応えられているのはこの地域で言えば津島市。

人権が尊重されるまちづくりというのは、部落差別だけではなく、一人の人権として守らなければならないという状況を作っているのは、この地域では津島だけ。

前進はしているが、こちらとしてはD委員が言われるようになかなか進んでいない、10年経ってもこんな状況かというような場面はあるとは思いますが、他の地域に比べると進んでいるところは進んでいる。もっと理解をしてもらうように、宣伝や広報も出されていると思うが、その辺りも含めた形で。

津島市民全体にどうだと言ったら、私が市長に言っているのは、津島は人権が尊重されるまちづくりの取組みで、津島市は愛知県で一番先頭に立っているよと言われるような状況を作ってほしいという話はしている。

→D 委員：ハンセン病も被差別身分の中に入っていて、部落の中に押し込められている。そういったもの含めて、ハンセン病の差別をなくすのは、やはりこれも部落差別を無くすということとつながっていると思う。

（３）津島市人権施策推進プラン 2030 改定について

○質疑応答

黒田会長：骨子案６ページの計画の体系について、分野別課題が並んでいる中で今回、性の多様性が追加される。

私が個人的に、先ほどのD委員のご意見も頂戴しているが、部落差別から女性、こども、高齢者、障がいのある人、外国人、感染症、インターネット、性の多様性、こういった分野で、それぞれ関わりのある部局あるいは市民団体が一生懸命活動していただくことで、結果としてバランスの取れた人権施策になっていくと思う。

D委員がおっしゃるように、そういったご意見を、女性やこども、高齢者の方についても、事務局にぶつけていただき、あらゆる差別を解消するためにこの計画があるんだということを、市民の方に情報発信していただけるとありがたい。

F委員、障がいの関係はいかがか。何かこういうことをやってほしいということがあればお願いしたい、

→F 委員：私は今、彩雲館に行っているのだが、来てくれる人がいない。初めのうちは23人いたが、今は4人になっている。

来てくれる人を増やすために市役所に名簿が欲しいと頼んでも、個人情報なのでだめだと言われてしまう。そうすると、どこかで言葉をかけてもらわないと私たちだけではどうしても広げることができない。

私たちも 70 歳を過ぎた人ばかりが 4 人いてもどうしようもない。

できたら、もっと若い方、活気のある方でも、障がいのある方ならどなたでも良いので、もう少し来てもらえるように、何とかならないかなと思う。

→黒田会長：そういったことも意見として受け止めて欲しい。

→F 委員：彩雲館の方は、送迎はバスを出してもらって無料でしてくれる。

弁当を持って朝 9 時から夕方 3 時 30 分までは面倒をみてもらえるので、色々な事業を教えてもらったり、色々なことをやる。

若い人が来ると、一番活気づいて良い。おじいさんやおばあさんばかりいても、先が長くないので。

→黒田会長：全ての団体が抱えている問題。

少子高齢化が進んでいて、若い方がなかなか入ってくれないので、どうなるのかと皆心配している。

→F 委員：パッと見て、この若い方はどうかなと思うけども、声をかけることができない。

向こうから自分が身体障害者手帳を持っていると言われれば、良かったら来てもらえないかと言えるが、皆障害者手帳を持っていることを隠したい。

→黒田会長：B 委員がおっしゃるように、意識的に、何か潜在的なものがあって、本当はもっとオープンにしていいただき、助けてほしいと言っていた方が良いと思うが、何か昔からの考えがあってそうになってしまうのだろうか。

→F 委員：何かいい案があればお願いしたい。

黒田会長：G 委員、H 委員、いかがか。

→H 委員：部落差別と言われているが、部落って何？と私の娘は聞く。

私の娘は保育士をしているが、やはり一般市民の方にはこういうものは浸透していないのかなと思う。

私が勤務していたところでは、支援センター主導で年に 1 回全職員を集めて人権教育を受けている。その関係で私も多少は分かるが、今若い先生方に部落差別について教えてというのと、わからないと思う。

今、市の方で人権講演会を高齢者向けでやるとおっしゃったが、こういう講演会をぜひ、予算の関係もあるようだが、人権問題の講演会について、若い母親に向けての講演会など、そういうものやっていたかと、先ほど話題にもなっていましたが、一般市民に浸透しなければならない。そういうものを文化会館小ホールで借りてやっていたら、やはり今の子は知らないと思う。

先ほどの教材も、見てみたいと思ったが結構高いですしね。

差別という言葉は、本当に難しいし、形が無い。それは差別だという時もあるが、なかなか皆に知ってもらえる色々な手立てを講じていただきたい。

→事務局：どうしても、人権講演会は大きな内容ということになるため、こちらについては、今はテーマをローテーション式のような形で実施している。

ちなみに、令和 6 年度は障がい者の人権、令和 5 年度は性的少数者の人権ということで、テーマを絞りながら進めている。

今回は高齢者の方の人権になるが、来年、再来年には部落差別についての予定。

→D 委員：年 1 回でなくとも年 3 回でも良いのではないか。

→B 委員：以前は年 2 回やっていたが予算の関係だと思う。

今言われるような形で、ここに参加されている皆さんが協力的に人権問題に取

り組みをしていければ。例えば私が想像しているのは、小学校や中学校の中で、人権問題についてきちんと学習をして、父親や母親が差別的な行為があった時に、それは間違っているよと言えるような教育が一番良いと考えている。だからやはり教育が一番大事。

私が講演をさせてもらう時に必ず話すのは、伊藤卓夫先生の昔は小学校では誕生日会があったという話。

クラスで5人ほど仲の良いこどもが集まって、その中にたまたま同和地域の子がいた。順番に誕生日会をやっていって、その地域の子の番になった時に、他の4人に誕生日会をやるから来てくださいという話をして、その時にこどもたちは何のこともなく、わかりました、行きますという話になった。

しかし、当日になって、その4人のこどもたちは誰も来ない。学校に行って、なぜ来てくれなかったのかという話をしたら、父親や母親から、あそこの地域は怖いから行ってはいけないと言ったという内容。これが要するに、完全に偏見から来る差別。

何が言いたいかというと、例えばそのこどもたちが、お父さんそれは間違っているよ、お母さんそれは間違っているよと、何でそのような差別的な行為をするのかと、あの地域だって同じ人間じゃないかと、言えるような環境を作るために一番大事なのは学習だと。だから、小学生や中学生にそういう所での学習会が必要だという話をさせていただく。

黒田会長：I 委員、いかがか。

→I 委員：私は民生委員としてしか活動していない。

民生委員は人権の講演会等に参加しているが、終わった後はほとんどの人が難しかったと言っている。こういうところで皆さんの話を聞いていても、皆さんしっかりした考えを持っていらっしゃると思いますが、やはり難しいということは毎回感じている。

→黒田会長：高齢者の方の人権に関する問題について、例えば高齢者が虐待されていること等、聞き取るケースはあるか。

→I 委員：ある。

→黒田会長：もしそういうことがあれば、人権推進課に連絡してもらえると、何らかの助けになる手段を考えてもらえると思う。

⇒第2回推進審議会は、9月29日（月）14時からの開催を予定